

安全確保のしくみ

登録対象自動車は、国の登録を受け、ナンバープレートを車体に取付け、封印を受けなければ運行の用に供することはできません。

登録対象農薬は、国の登録を受け、法定のラベル表示をしていなければ農薬として販売し、使用の用に供することはできません。

国とメーカーの責任
使用者の責任

車検証
みほん
登録票

※国土交通省HPより
運転免許証
免許制度ナシ

安全運転
適正使用

(公社)緑の安全推進協会 50

安全性確保に向けた責任分担

ステップ1 国・メーカーが登録制度で農薬の質を確保
安全性データの信頼性確保: GLP制度、など
農薬の品質確保: 立ち入り検査(農業取締法)、ISO9001の認証取得、など

ステップ2 使用者が使用基準を守り登録農薬の適正使用を確保
適正使用の信頼性確保: GAP認証取得、など
飲食物の安全確保: 収去検査(食品衛生法)、使用履歴の記帳、など

(公社)緑の安全推進協会 51

ステップ1. 農薬の登録制度

農薬製造業者
新規化合物
予備試験
毒性残留性試験
薬効薬害試験
環境関連試験
製造技術 確立
品質管理法 立

消費者庁
厚生労働省
農林水産省
環境省

農薬登録
登録の有効期間は3年

(公社)緑の安全推進協会 農薬工業会農薬ゼミ解説スライドを改編 52

農薬取締法改正施行に伴う変更点 農薬登録票記載事項 (法第三条第9項、抄)

2018年12月1日より
⇒登録の有効期間(3年)が廃止

登録番号及び登録年月日
農薬の種類、名称、物理的・化学的性状、有効成分とその他の成分の種類及び含有濃度
適用病害虫の範囲(植調剤では使用目的)及び使用方法
農薬の製造場の名称及び所在地
農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
製造者/輸入者の氏名及び住所

2020年4月1日より
使用に際して講ずべき被害防止方法 ⇒保護具など
使用期限

(公社)緑の安全推進協会 53

ケース1

【表面】
登録年月日 平成21年12月4日
登録の有効期間 平成24年12月3日

有効期間切れ

【裏面】
登録の有効期間 平成30年12月3日
農薬取締法第2条第3項の規定に基づき上記のとおり登録した。

農林水産大臣 森山 裕

(公社)緑の安全推進協会 出典 日本農業(株)資料 54

ケース2

登録年月日 平成20年3月30日
登録の有効期間 ー

有効期間が「ー」に
適用拡大登録や、工場変更などによる登録票の書換え交付の機会があれば「ー」に変更される。

(公社)緑の安全推進協会 出典 日本農業(株)資料 55

農薬登録票の有効期間切れについて

農薬取締法の一部を改正する法律 附則第三条第2項
(平成30年6月15日法律第53号)

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第三項(旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付されている登録票(前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。)は、新法第三条第九項(新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録票とみなす。

有効期間が2018年11月30日までの登録票⇒登録失効
有効期間が2018年12月1日以降に切れた登録票⇒有効

(公社)緑の安全推進協会 56

農薬登録拒否の基準(旧登録保留基準)

改正法 第四條 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。罰金が追加。

- 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。(→データの信頼性×)
- 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
- 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
- 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分(その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。)の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害を生ずるおそれがあるとき。

(公社)緑の安全推進協会 57

農薬登録拒否の基準 続き

があるとき。

- 八 当該種類の農薬が、その相当の普及状況の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。
- 九 当該種類の農薬が、その相当の普及状況の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

十一 前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。【青字六～九条：環境大臣の農薬登録基準による。2020年4月より「水産動植物」は「生活環境生物」に、「危険（防止方法）」は「被害（防止方法）」に変更。

（公社）緑の安全推進協会

58

ステップ2. 農薬の適正使用
（Ⅰ.使用の禁止）

第二十四条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているもの※を除く。）

→ 農薬登録番号があり、販売禁止でない農薬

※：ベンゾエピン剤、ケルセン剤、など
これら以外は、農薬としての使用は不可

二 特定農薬

（公社）緑の安全推進協会

59

ステップ2. 農薬の適正使用
（Ⅱ.農薬の使用の規制）

第二十五条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準※を定めなければならない。 ※→次スライド

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

（公社）緑の安全推進協会

60

農薬を使用する者が遵守すべき基準
※が省令五号の2018年12月1日改正施行で追加

遵守義務

1. 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務
 - ・適用作物
 - ・使用量又は濃度
 - ・使用時期
 - ・総使用回数
2. 以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣等に提出
 - ・くん蒸農薬使用者（自ら栽培する農作物に使用する者を除く）
 - ・航空散布の農薬使用者
 - ・ゴルフ場の農薬使用者

努力義務

1. 散布履歴の記載（散布日、散布場所、作物、農薬の種類・濃度／量）
2. 水田使用農薬の止水期間（7日間）遵守
3. 住宅地周辺での飛散防止
4. 土壌くん蒸剤の揮散防止と被覆期間の遵守
5. 有効期限切れ農薬の不使用
6. 使用上の注意事項等の遵守
7. ゴルフ場外への流出防止

（公社）緑の安全推進協会

61

農薬を使用する者が遵守すべき基準
省令五号の改正点（2018.12.1付、詳細）

第四条第2項：農薬使用者は、**法第18条第4号（登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法）、第9号（農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項）**及び第11号（最終有効年月）に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

第五条：農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
→平成31年度以降の計画書に適用

第五条第2項：前項の農薬使用者は、**ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じる**よう努めなければならない。

（公社）緑の安全推進協会

62

省令五号の改正点（2018.12.1付、詳細） 続き

範囲の明確化

第六条：農薬使用者は、住宅、**学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、潜在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地**において農薬を使用するときは、農薬を飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

→「住宅地通知」の根拠法令



（公社）緑の安全推進協会

63

ステップ2. 農薬の適正使用
（Ⅳ.農薬の使用に関する理解等）

第二十七条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、**農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに**、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして**都道府県知事が指定する者※**の指導を受けるように努めるものとする。

下線部は2018年12月1日施行で追加 ※：次スライド

（公社）緑の安全推進協会

66

都道府県知事が指定する者※とは

- ・農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、農薬指導マスター、農薬適正使用推進員（都道府県知事が認定）
- ・防除指導員（全国農業協同組合連合会）
- ・農薬安全コンサルタント（全国農薬協同組合）
- ・緑の安全管理士（緑の安全推進協会）
- ・薬剤師
- ・毒物劇物取扱責任者

（公社）緑の安全推進協会

67